

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部改正

一 国民年金法第十九条第四項の未支給の年金を受けるべき者の順位

国民年金法第十九条第四項により政令で定めることとされている未支給の年金を受けるべき者の順位を、死亡した者の配偶者、子、親、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族の順序とすること。（第四条の三の二関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部改正

一 厚生年金保険法第三十七条第四項の未支給の保険給付を受けるべき者の順位

厚生年金保険法第三十七条第四項により政令で定めることとされている未支給の保険給付を受けるべき者の順位について、第一の一に準じた改正を行うこと。（第三条の二関係）

二 厚生年金保険法附則第九条の二第五項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付

厚生年金保険法附則第九条の二第五項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付について、

障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金等を定めること。（第六条の五関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 関係政令の一部改正

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

### 第四 施行期日

この政令は、平成二十六年四月一日から施行すること。

### 第五 経過措置

その他所要の経過措置を設けること。